

つくば市介護保険課 主治医意見書作成料取扱い区分

区分	作成料の取扱い
新規	<p>①初めての医療機関で医師が意見書を記載した場合。(同じ医療機関で、過去に意見書を記載した医師とは別の医師が記載する場合であって、診療録等を参照することが可能な場合を除く。)</p> <p>②過去に記載したことはあるが、最後の意見書記入から5年以上経過している場合は継続とせず、新規扱いとする</p>
継続	上記新規の判断基準に該当しない場合